

結核定期健康診断報告にかかる Q & A

Q 1. 結核健診の実施は義務ですか？

A 1. 感染症法の規定により、学校、病院、診療所(歯科診療所含む)、助産所、社会福祉施設、刑事施設の代表者(または管理者)は、結核の定期健康診断を実施し、管轄保健所に報告する義務があります。[法第53条の2、施行令第11条・第12条、法第53条の7]

結核菌に暴露される機会が多い職種及び結核を発症すれば二次感染を引き起こす危険性が高い職種に対して、定期的な(年一回)結核健康診断を義務づけることにより、結核の早期発見、集団発生を防ぐことを目的としています。

なお、結核定期健康診断の対象者には感染症法の規定により受診義務が課せられています。[法第53条の3]

Q 2. 結核健診を実施していないので、報告はしなくて良いですか？

A 2. 事情により結核健診を実施していない場合には、指定様式で指定する提出期限までに、対象者数(業務に従事している人の人数)及び受診者数「0(ゼロ)」並びに結核健診未実施の理由を“未受診者の未受診理由欄”に記載し報告してください。保健所から問合せのため連絡することがありますので、掲載担当者名や連絡先も忘れずに記載してください。

なお、結核健診を実施していない場合でも、結核健診以外の労働安全衛生法に基づく職場健診や人間ドック、住民健診等において、年度内に胸部エックス線検査を受診し、かつその健診内容を記載した健診結果や診断書の写しを対象者本人が事業所に提出した場合は、結核健診を受けた者とみなし、受診者数として報告してください。

Q 3. 事業者が結核健診を実施しなかった場合、罰則規定はありますか？

A 3. 感染症法には罰則規定はありませんが、結核健診の実施は事業者の義務です。

感染症法で結核健診が義務付けられている学校、病院、診療所(歯科診療所含む)、助産所、社会福祉施設は、感染するリスクが高い事業所です。

感染症法の目的(法第1条)や、従業員の健康管理、利用者への二次感染防止のため、結核健診の実施をお願いします。

Q 4. 健診費用の補助はありますか？

A 4. 感染症法 第12章に都道府県や市町村、事業者、学校等の費用負担について規定されており、結核定期健診の費用は事業者の負担(法第58条の2)・学校の設置者の負担(法第58条の3)とされています。

感染症法の目的(法第1条)をご理解の上、結核定期健診の実施をお願いします。

なお、私立学校・施設(社会福祉法第2条第2項に規定する施設)が行う結核定期健診に要する費用については、沖縄県の費用補助制度があります。

詳しくは、沖縄県保健医療部 地域保健課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiihoken/kekaku/tb/tbtop.html>

Q 5. 採用時に健康診断の診断書の提出があったため、定期健診の対象者としていない者がいます。報告はどうすれば良いですか？

A 5. 採用時より3ヶ月以内に発行された健康診断で胸部エックス線等の診断結果が把握できているのであれば、受診者数に計上してください。[法第53条の4]

Q 6. 夜勤の職員は労働安全衛生法に基づき、年2回健康診断を行っています。その場合、どのように計上すれば良いですか？

A 6. 感染症法では年に1回実施と規定されていますので、対象者1人につき健康診断を2回実施した場合でも、受診者1人と計上してください。

Q 7. 正職員がいないため、報告しなくて良いですか？

A 7. 結核定期健診の対象者は、該当事業所で業務に従事するすべての人が対象となり、常勤・非常勤（非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど）を問いません。
また、事業主(管理者、施設や学校の長など)が業務に従事している場合には、事業主も対象となります。対象者数・受診者数を確認のうえ、報告してください。

Q 8. 職員が少なく、健診の受診は個人に任せています。市町村で実施されている住民健診や人間ドック、かかりつけ医院での結果を記入しても良いですか？

A 8. 結核定期健診以外の人間ドックや住民健診等において、年度内に胸部エックス線検査を受診し、かつその健診内容を記載した健診結果や診断書の写しを対象者本人が事業所に提出した場合は、結核定期健診を受けた者とみなし対象者数に計上してください。[法第53条の4]
※健診の実施や受診は義務となっていますので、個人任せにするのではなく、対象者への積極的な受診勧奨並びに健診結果の把握をお願いします。

Q 9. 症状が特に無いので、受診しなくてもかまいませんか？

A 9. 感染症法では、結核定期健診の実施義務がある事業所で業務に従事する方すべてに受診義務があります。「症状」の有無に関わらず、受診してください。

Q 10. 仕事が多忙、予約が取れない等の理由で受診できない場合と申し出ている従業員がいます。どうすれば良いですか？

A 10. 健診を受診しない正当な理由にはなりません。
早めに予約を取ってもらう、勤務時間の調整など配慮を行うなどして、従業員に積極的な受診勧奨をお願いします。

Q 11. 長期休診中（休業中）のため健診を実施していません。報告書は提出しなくて良いですか？

A 11. 長期休診(休業)のため、報告対象外であることや、いつから休診(休業)しているのか、報告書の余白部分に記載いただくか、南部保健所 結核事務担当(098-889-6591)までご連絡をお願いします。

その他、ご不明な点があれば、健康推進班 結核事務担当までお問い合わせください。
南部保健所 健康推進班 TEL：098-889-6591